

# 用地測量等共通仕様書

岐 阜 県

県土整備部、都市建築部、農政部

# 用地測量等共通仕様書

## 目 次

### 第 1 章 総 則

第 1 条	適用範囲	1
第 2 条	用語の定義	1
第 3 条	施行上の義務及び心得	1
第 4 条	提出書類	2
第 5 条	支給材料等	2
第 6 条	業務報告等	2
第 7 条	監督員の審査	2
第 8 条	部分使用	2
第 9 条	検 査	3
第 10 条	成 果 品	3
第 11 条	疑 義	3

### 第 2 章 用地測量等の基本事項

第 12 条	業務従事者の資格	4
第 13 条	身分証明書の携帯	4
第 14 条	現地踏査	4
第 15 条	立入り及び立会い	4
第 16 条	障害物の伐除	4
第 17 条	用地測量等の区分	4

### 第 3 章 権 利 調 査

#### 第 1 節 調 査

第 18 条	地図の転写	6
第 19 条	土地の登記記録の調査	6
第 20 条	建物の登記記録の調査	6
第 21 条	地積測量図転写	6
第 22 条	権利者の確認調査	7

#### 第 2 節 調査書等の作成

第 23 条	転写連続地図の作成	7
第 24 条	調査書の作成	7

<b>第 4 章</b>	<b>用地測量</b>	
<b>第 1 節</b>	<b>境界確認</b>	
第 25 条	作業方法等	8
第 26 条	復元測量	8
第 27 条	公共用地境界の打合せ	8
第 28 条	資料の作成及び立会い	8
第 29 条	境界確定後の図書の作成	8
第 30 条	立会い準備	8
第 31 条	境界立会いの範囲	9
第 32 条	境界立会い	9
<b>第 2 節</b>	<b>境界測量</b>	
第 33 条	用地測量の基準点	9
第 34 条	境界測量	10
第 35 条	補助基準点の設置	11
第 36 条	用地境界仮杭の設置	11
第 37 条	境界点間測量	11
<b>第 3 節</b>	<b>面積計算の範囲等</b>	
第 38 条	面積計算の範囲等	12
<b>第 4 節</b>	<b>用地実測図等の作成</b>	
第 39 条	用地実測図等の作成	13
第 40 条	土地現地調査書	13
<b>第 5 章</b>	<b>土地調書</b>	
第 41 条	土地調書	14
<b>第 6 章</b>	<b>検証</b>	
第 42 条	検証	14
様式一覧表		15
様 式	第 1 号 ～ 第 11 号	
別表第 1	成果品一覧表	
別表第 2	用地実測図及び用地平面図表示記号	
別 記	土地現地調査書作成要領	
参 考	用地測量業務フローチャート	

# 第 1 章 総 則

## (適用範囲)

**第 1 条** この用地測量等共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、岐阜県県土整備部、都市建築部及び農政部（以下「岐阜県」という。）の所掌する公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う権利調査、土地測量等（以下「用地測量等」という。）の適正な執行を期するため、委託業務契約書第 1 条に定める仕様書として、用地測量等に係る必要な事項を定めることにより、岐阜県測量作業共通仕様書を補完するものとする。なお、特記仕様書が付加されたときは、特記仕様書を優先適用するものとする。

## (用語の定義)

**第 2 条** この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、用地測量等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 三 「監督員」とは、委託業務契約書第 8 条に定める者をいう。
- 四 「検査員」とは、委託業務契約書第 30 条に定める完了検査において検査を実施する者をいう。
- 五 「主任技術者」とは、委託業務契約書第 9 条に定める者をいい、主任技術者は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 48 条に規定する測量士であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。
- 六 「管理技術者」とは、発注者が主任技術者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、委託業務契約書第 9 条に定める者をいう。
- 七 「指示」とは、発注者側の発議により監督員が請負者又は受託者（以下「請負者」という。）に対し用地測量等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査員が検査結果を基に請負者に対し、修補等の指示を行うことをいう。
- 八 「協議」とは、監督員と請負者とが相互の立場で用地測量等の内容について合議することをいう。
- 九 「承諾」とは、請負者が監督員に申請、協議をし、これに対し監督員が了解することをいう。
- 十 「報告」とは、請負者が用地測量等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を必要に応じて、監督員に報告することをいう。
- 十一 「調査」とは、土地等の現状等を把握するための現地踏査及び立入調査又は管轄登記所等での調査をいう。
- 十二 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面及び調査書の作成等をいう。
- 十三 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。

## (施行上の義務及び心得)

**第 3 条** 請負者は、用地測量等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公庁への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地測量等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地測量等が補償の基礎となる権利者の財産に関するものであることを理解し、正確かつ良心

的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

四 権利者から要望、陳情等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

#### (提出書類)

**第4条** 請負者は、用地測量等の着手に先立って契約締結後遅滞なく必要な書類を整えて、監督員を経て発注者に提出しなければならない。

2 請負者は、用地測量等が完了したときは、速やかに関係図書を点検整備し、必要な書類を整えて、監督員を経て発注者に提出しなければならない。

#### (支給材料等)

**第5条** 請負者は、用地測量等の業務を実施するに当たり必要な図面その他の材料を支給材料として使用するときは、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議しなければならない。

3 支給材料の品名及び数量は、特記仕様書によるものとし、支給材料の引渡しは、支給材料引渡通知書(別記様式第1号)により行うものとする。

4 請負者は、前項の支給材料を受領したときは、支給材料受領書(別記様式第2号の1)を監督員に提出するものとする。

5 請負者は、用地測量等が完了したときは、遅滞なく支給材料を返納するとともに支給材料精算書(別記様式第2号の2)及び支給材料返納書(別記様式第2号の3)を監督員に提出するものとする。

#### (業務報告等)

**第6条** 請負者は、用地測量等の実施に先立ち、実施計画書等の作成を行い主任技術者立ち会いのうえ監督員と協議し、指示を受けなければならない。この場合に、協議及び指示事項で、発注者又は請負者のいずれかが特に必要と認めた事項については、書面により記録するものとする。

2 請負者は、業務の進捗状況を用地業務日報(別記様式第3号)により報告しなければならない。

#### (監督員の審査)

**第7条** 請負者は、用地測量等の実施状況について監督員が審査を求めたときは、これに応じなければならない。

2 請負者は、監督員が行う実施状況の審査に主任技術者を立ち合わせなければならない。

#### (部分使用)

**第8条** 請負者は、用地測量等の実施期間中であっても、監督員が特に必要と認め、成果品の一部の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

2 請負者は、前項で提出した成果品について、監督員が審査を行うときは、主任技術者を立ち合わせなければならない。

#### (検 査)

**第9条** 請負者は、検査員が用地測量等の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

2 請負者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。

#### (成果品)

**第10条** 請負者は、用地測量の成果品として、調書原紙、図面原図等の原紙類の原本等紙データを原則として正本・副本（写し）各1部提出するものとする。また、電子納品については、測量作業 共通仕様書第117条で定める「岐阜県電子納品要領（以下「要領」という。）」、「電子納品運用ガイドライン」に基づき作成した電子データの提出を原則とするが、要領に記載のない項目、その他 特段の事情により電子納品によることができないと認められる成果品の提出については、必要に応じて監督員と協議のうえ対応を決定できるものとする。

2 請負者は、前1項の成果品の作成に当たり使用した野帳等の原簿を委託業務契約書第39条に定めるかし担保の期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出しなければならない。

#### (疑 義)

**第11条** 請負者は、用地測量等の実施に当たり仕様書、その他の事項に疑義が生じたときは、主任技術者立ち会いのうえ監督員と協議しなければならない。

この場合に、発注者又は請負者のいずれかが特に必要と認めた事項については、書面により記録するものとする。

## 第2章 用地測量等の基本事項

### (業務従事者の資格)

第12条 請負者は、管理技術者の管理の基に、用地測量等に従事する者（補助者を除く）として、その業務内容によって、次の各号に定める資格を有する者を当てなければならない。ただし、監督員が、これと同等の知識及び能力を有する者と認めたものについてはこれをもって足りる。

- 一 用地測量については、測量法第48条に規定する測量士又は測量士補とする。
- 二 権利調査及び土地調書の作成については、その業務に十分な知識と能力を有する者とする。

### (身分証明書の携帯)

第13条 請負者は、発注者から用地測量等に従事する者の身分証明書（別記様式第4号）の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

- 2 用地測量等に従事するものは、権利者等から請求のあったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 請負者は、用地測量等が完了したときは、速やかに身分証明書を発注者に返納しなければならない。

### (現地踏査)

第14条 請負者は、用地測量等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地の概況を把握するものとする。

### (立入り及び立会い)

第15条 請負者は、用地測量等のために権利者が占有する土地等に立入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地等の権利者の同意を得なければならない。

- 2 請負者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間をあらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 請負者は、用地測量等を行うため土地等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

### (障害物の伐除)

第16条 請負者は、用地測量等を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

- 2 監督員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（別紙様式第5号）を監督員に提出するものとする。

### (用地測量等の区分)

第17条 この仕様書によって履行する用地測量等は、次表により判断するものとする。

用地測量等の判断基準

区 分	判 断 基 準
権 利 調 査	調査区域内の土地、建物の登記記録及び当該土地に関する地図並びに関連する権利者等の調査
土 地 測 量	取得する土地（残地及び関連する土地を含む。）の範囲を権利者の立会のもと、明確にするための資料及び図面の作成等を行う業務



# 第3章 権利調査

## 第1節 調査

### (地図の転写)

**第18条** 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備え付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記載する。

### (土地の登記記録の調査)

**第19条** 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認める事項

### (建物の登記記録の調査)

**第20条** 建物の登記記録の調査は、第18条で作成した地図から監督員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認められる事項

### (地積測量図転写)

**第21条** 請負者は、別図に示す調査区域内の土地について、当該土地の所在地の管轄登記所において当該土地に関する地積測量図が存在する場合は、転写を行うものとする。

なお、転写した図面には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名及び地番その他必要な事項を記載するものとする。

#### (権利者の確認調査)

**第22条** 権利者の確認調査は、第19条、第20条に規定する調査が完了した後、実態調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
- 二 法人登記簿
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 権利者の住所、氏名及び生年月日
  - 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係。相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
  - 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人の氏名及び住所
  - 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
  - 二 法人を代表する者の氏名及び住所
  - 三 法人が破産法（大正11年法律第71号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 第20条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

## 第2節 調査書等の作成

#### (転写連続地図の作成)

**第23条** 請負者は、第19条及び第20条の調査が完了し、監督者の指示により必要がある場合には、転写地図各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第19条第三号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

#### (調査書の作成)

**第24条** 第19条、第20条及び第22条で調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第6号の1、6号の2）、建物の登記記録調査表（様式第7号の1、第7号の2）、権利者調査表（様式第8号の1、第8号の2）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

# 第4章 用地測量

## 第1節 境界確認

### （作業方法等）

**第25条** 用地測量の作業方法、精度その他必要な事項については、岐阜県の定める測量作業共通仕様書等によるほか、この仕様書によるものとする。

### （復元測量）

**第26条** 請負者は、土地の測量に先立ち、監督員の指示により関係人の了解が得られた土地について、第18条に規定する調査資料その他参考資料に基づき杭の復元を行うものとする。

### （公共用地境界の打合せ）

**第27条** 測量区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条及び国土交通省所管 国有財産取扱規則（平成13年国土交通省訓令第61号）第4条第1項の規定に基づき、部局長が管理する 国土交通省所管国有財産が存するとき又は、公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長 又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

### （資料の作成及び立会い）

**第28条** 前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

2 部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。

3 前条の打合せの結果、第23条により作成した転写連続地図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第32条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

### （境界確定後の図書の作成）

**第29条** 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

### （立会い準備）

**第30条** 測量区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第31条の土地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第19条、第20条及び第22条の調査結果を基に作成するものとする。

2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

### (境界立会いの範囲)

**第31条** 測量区域内の土地について、次の各号に定める境界が確認できる範囲の立会いを行うものとする。

- 一 1筆の土地境界
- 二 1筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利の対象となる部分の境界
- 三 1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は現況地目ごとの境界、この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分によるものとする。
- 四 前号の場合において、土地に付随するあぜ、みぞ、その他にこれらに類するものが存するときは、これらを主たる地目の土地に含むものとする。ただし、一部分ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を境界とする。

### (境界立会い)

**第32条** 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に召集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
  - 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
  - 三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋌(頭部径15mm)等容易に移動できない標識を設置するものとする。
  - 四 境界点確認時に権利者が境界点を確認している状態を撮影する。ただし、撮影を拒否された場合はこの限りではない。
  - 五 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書(様式第9号)に確認のための署名押印を求めるものとする。
- 3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
  - 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
  - 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

## 第 2 節 境界測量

### (用地測量の基準点)

**第 3 3 条** 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。

2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督員と協議するものとする。

3 第 1 項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督員と協議し、その指示を受けるものとする。

### (境界測量)

**第 3 4 条** 各境界点の測量を行うときは、4 級以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。なお、境界点の観測は、次表により行うものとする。

区 分	方 法	較差の許容範囲
水平角観測	0.5対回	—————
鉛直角観測	0.5対回	—————
距離測定	2回測定	5mm

2 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。

3 座標値等の計算における結果の表示単位等は、原則として、次表のとおりとする。

なお、計算は計算機が備える全桁数を用いて行い、座標値及び方向角は規定する表示桁数の次の桁において四捨五入とし、距離及び面積は、表示桁数の次の桁以下を切り捨てるものとする。

区 分	方 向 角	距 離	座 標 値	面 積
単 位	秒	m	m	m <sup>2</sup>
位	1	0.001	0.001	0.000001

4 第 1 項の観測を行うに当たり、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

5 各境界点等は、連番を付するものとする。

(補助基準点の設置)

第35条 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。

2 補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量等により設置する。なお、観測は次表により行うものとする。

区 分	方 法	較差の許容範囲	
		倍角差	観測差
水平角観測	2対回(0° , 90° )	60″	60″
鉛直角観測	1対回	60″	
距離測定	2回測定	5 mm	

(用地境界仮杭の設置)

第36条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトランシットを使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- 一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
- 二 用地境界仮杭は、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋸(頭部径15mm)等のものとする。
- 三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。

2 前項の用地境界仮杭設置にあたり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたいうで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第37条 境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離を測定して精度を確認するものとする。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点(用地境界杭を設置した点)との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表のとおりとする。

区分	距離		適 要
	20m未満	20m以上	
平 地	10mm	$S / 2,000$	S は点間距離 の計算値
山 地	20mm	$S / 1,000$	

### 第 3 節 面積計算の範囲等

#### (面積計算の範囲等)

**第 3 8 条** 面積計算の範囲は、第 3 1 条に定める土地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

一 土地のすべてが「用地取得等の区域」（取得又は使用する土地の区域）の内に存するときは、その面積

二 分筆しようとする全部の土地の面積

三 その他、監督員が必要と認めるもの

2 面積計算は、第 3 4 条の測量結果をもとに、座標求積により行うものとし、一筆ごとに次のイ又はロの方法により求めるものとする。

イ 一筆の土地に異なる地目又は異なる権利者があるときは、先に一筆の土地の総面積を求め、次に評価の高いと認められる地目又は面積が小さいと認められる権利者の順に面積を求め、最終順位の地目又は権利者の面積は総面積から先順位の地目又は権利者の面積の合計を控除して求めるものとする。この場合において、一筆の土地に異なる地目及び異なる権利者がある場合には、評価の高いと認められる地目を先順位とする。

ロ 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合には、取得等の区域内と区域外に区分してそれぞれ面積を求めるものとする。この場合において、当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前号を準用するものとする。

3 前 2 項の判断は、監督員の指示によるものとする。

4 土地の面積は、平方メートルを単位として定め、1 平方メートルの 1 0 0 分の 1 未満の端数は、切り捨てるものとする。

なお、計算の表示単位又は桁数は次のとおりとする。

イ 底辺、垂直長 m単位 小数点以下 3 けた

ロ 境界辺長 m単位 小数点以下 3 けた

ハ 乗積及び合計  $m^2$ 単位 小数点以下 6 けた

ニ 面積  $m^2$ 単位 小数点以下 7 けた

### 第 4 節 用地実測図等の作成

**(用地実測図等の作成)**

**第39条** 用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督員が指示する事項を記入する。

- (1) 基準点及び境界点（官民、所有権、借地、地上権等境界点）及び境界線
- (2) 面積計算表
- (3) 各筆の地番・地目、土地所有者及び借地人等氏名
- (4) 境界辺長
- (5) 隣接地の地番
- (6) 借地境界
- (7) 用地取得線
- (8) 図面の名称、方位、縮尺、測量完成年月日、測量計画、作業機関名称
- (9) 区市町村名及び大字・字名並びに境界線
- (10) 中心杭及び幅杭点の位置
- (11) 現況地目
- (12) 道路名、水路名
- (13) 建物及び工作物
- (14) 画地及び残地の面積
- (15) その他

二 用地平面図は、用地実測図原図から監督員が指示する事項を記入する。

**(土地現地調査書)**

**第40条** 請負者は、土地現地調査書（別記様式第10号）及び添付図面を別記 土地現地調査書作成要領により作成するものとする。



## 第5章 土地調書

(土地調書)

第41条 請負者は、第3章、第4章に定める業務の成果品により、土地調書（別記様式第11号）を作成するものとする。

## 第6章 検 証

(検証)

第42条 請負者は、請負に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（請負者が、請負に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第10条に定める成果品のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表示の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は管理技術者が行うものとする。

## 様 式 一 覧 表

章	条	様 式 番 号	様 式 名 称	備 考
第1章 総 則	第5条 支 給 材 料 等	様式第1号	支給材料引渡通知書	
		第2号の1	支給材料受領書	
		第2号の2	支給材料精算書	
	第6条 業 務 報 告 等	第2号の3	支給材料返納書	
		第3号	用地測量等業務日報	
第2章 用地測量等の基本事項	第13条 身分証明書の携帯	第4号	身 分 証 明 書	
	第16条 障 害 物 の 伐 除	第5号	障害物伐除報告書	
第3章 権 利 調 査	第24条 調 査 書 の 作 成	第6号	権 利 者 調 査 表	
		第7号の1	土地調査表（一覧）	
		第7号の2	土地調査表（個人）	
		第8号の1	建物調査表（一覧）	
		第8号の2	建物調査表（個人）	
第4章 用 地 測 量	第32条 境 界 立 会 い	第9号	土地境界立会確認書	
	第40条 土 地 現 地 調 査 書	第10号	土 地 現 地 調 査 書	
第5章 土 地 調 査 書	第41条 土 地 調 査 書	第11号	土 地 調 査 書	